

[第2号議案]

2. 定款の変更

定款の変更

日本データベース学会の会員の構成を変更するために、定款の変更が必要となった。

定款の第50条（定款の変更）「この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。」に従い、以下に示す定款の変更をご承認いただきたい。

定款変更の要点：

1. 正会員に第一種と第二種を設ける。
2. 第二種正会員は、会員規程を変更して、MLの送受信だけの権利に限定する。
3. 選挙権・被選挙権を第一種正会員、維持会員、名誉会員とする
4. 学生会員の対象を、大学、高専に加え、高等学校、中学校に広げる。
対象を広げるにあたり、「研究に従事している者」を高校、中学では研究はしないので、「関心のある者」に変更する。
5. 代議員（社員）の比率を、選挙権・被選挙権のある第一種正会員、維持会員、名誉会員を母数とし、現在の実態に即し、その10分の1程度とする。

定款の変更箇所：

「第2章 会員及び社員」に限定される。

以下に、第2章の変更箇所を赤字で示す。

第2章 会員及び社員

（法人の構成員）

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 データ、データベース並びにデータ高度応用・システムに係わる科学・技術の専門知識を持つ者であり、正会員には、第一種と第二種を設ける。
 - (2) 学生会員 大学（大学院、短大を含む）、高等専門学校、高等学校、中学校に在学し、データ、データベースならびにデータ高度応用・システムに関心のある者
 - (3) 維持会員 当法人の目的に賛同し、その事業を援助する個人、法人又は団体
 - (4) 名誉会員 データ、データベースならびにデータ高度応用・システムに係わる科学・技術に関し功績顕著な者及び当法人の目的達成に多くの貢献をした者で、理事会の承認を経て推薦された者
- 2 当法人の社員は、概ね第一種正会員、維持会員及び名誉会員総数の10分

- の1の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 代議員は、**第一種正会員、維持会員及び名誉会員**による代議員選挙により選出する。代議員選挙に関する細則は、理事会において定める。
 - 4 代議員は、**第一種正会員、維持会員及び名誉会員**の中から選ばれることを要する。**第一種正会員、維持会員及び名誉会員**は、第3項の代議員選挙に立候補できる。
 - 5 第3項の代議員選挙において、**第一種正会員、維持会員及び名誉会員**は、等しく代議員を選出する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
 - 6 第3項の代議員選挙は、毎年3月までに実施することとし、代議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は、社員たる地位を失わない。この場合、当該代議員は役員選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。
 - 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
 - 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
 - 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。
 - 10 **第一種正会員、維持会員及び名誉会員**は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (3) 一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (4) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (5) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類の閲覧等）
 - (6) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）

(7) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員の資格の取得）

第7条 当法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（会費等の負担）

第8条 会員は、規則で定める会費を毎年前納しなければならない。

2 会員は、前納した会費の返還を要求することはできない。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会において定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会できる。

（除名）

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(1) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(2) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知する。

（会員の資格喪失）

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(4) 1年間分以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

2 代議員たる会員が、前項及び第9条、第10条の各項により会員たる資格を喪失したときは、代議員たる地位を喪失する。

（社員名簿）

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

【補足説明（報告事項）】

本定款変更に伴い、以下の規定を改定する。

1. 会員規程
2. 役員候補選出および役員選挙に関する規程
3. 代議員選出規程
4. 和文論文誌投稿規程
5. 英文論文誌投稿規程
6. データドリブンスタディーズ投稿規程
7. 功労賞規程
8. 論文賞規程
9. 若手功績賞規程
10. 上林奨励賞規程
11. 業績賞規程

本定時総会で定款の変更が承認された後、上記規定の改定を理事会で承認し、令和5年7月1日から施行する。

【規程改定の要点】

1. 会員規程
 - (1) 会費は、DBS,DE登録者の特典をなくし、第一種正会員の年会費は3,000円、第二種正会員は無料とする。
 - (2) 「第一種正会員の年会費は、理事会の承認により免除することができる。」と記載することで、理事会承認により、DEIMに参加することで翌年度の第一種正会員の年会費を免除できるなど、いろいろな場面で年会費が免除できるようにする。
 - (3) 会員の権利を、全員が享受する第1項と、第二種正会員以外が享受する第2項に分離し、第二種正会員の権利を限定する。
 - (4) 維持会員の代表者を維持会員とみなすと規定し、維持会員の権利行使主体を明確にした。
 - (5) 代表者以外に、第7条で規定される権利（第一種正会員から、代議員の選挙権・被選挙権、役員選挙権を除いた権利）をもつ会員を口数分まで登録できるとする。
 - (6) 学生会員の卒業・修了年度の情報を取得しないで、毎年更新タイミングで翌年度学生会員を継続するか、正会員へ移行するか、退会するかを選択してもらう。
 - (7) 全体的に、手続きに関する条項を割愛し、簡素化する。
2. 役員候補選出および役員選挙に関する規程

3. 代議員選出規程
選挙権及び被選挙権が、「正会員及び維持会員」から「第一種正会員、維持会員及び名誉会員」に変更されることによる対応
4. 和文論文誌投稿規程
5. 英文論文誌投稿規程
6. データドリブンスタディーズ投稿規程
投稿者が、論文掲載時には、第一種正会員、名誉会員、維持会員、学生会員であることが必要であることを追加
編集委員長、福編集委員長、編集委員は、第一種正会員、名誉会員、維持会員から選任
7. 功労賞規程
受賞者は、第一種正会員または名誉会員でなければならない
8. 論文賞規程
論文賞候補論文の推薦者として、名誉会員、維持会員を追加
9. 若手功績賞規程
受賞条件に、第一種正会員であることを追加
10. 上林奨励賞規程
受賞条件に、第一種正会員または学生会員であることを追加
11. 業績賞規程
推薦者として名誉会員を追加

以上